

土浦市告示第 3 1 1 号

土浦市章の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、土浦市章（昭和 1 7 年 6 月 8 日制定。以下「市章」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第 2 条 市章は、市を象徴するものとして、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(使用の基準)

第 3 条 市の機関（市長その他の執行機関及び議会をいう。次項及び第 1 0 条において同じ。）以外の者は、市章を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市が共催し、若しくは後援する事業等に市章を使用するとき、又は市の広報宣伝に寄与する等市の施策の推進上有益であると認めるときは、市の機関以外の者の市章の使用を承認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 営利を目的とする場合

(2) 市の信用を害し、若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれのある場合

(3) 自己の商標や意匠とする等市章を独占的に使用し、又はそのおそれのある場合

(4) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合

(5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれのある場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市章の使用が不適當であると認める場合

(使用承認の申請)

第 4 条 前条第 2 項の規定による承認を受けようとする者は、市章の使用を開始する日の 1 か月前までに、土浦市章使用承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市章の使用に係る仕様が分かる書類

(2) 市が共催し、又は後援する事業等に市章を使用する場合にあっては、市から共催又は後援の承諾を受けたことが分かる書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用承認の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、市章の使用の承認又は不承認を決定したときは、土浦市章使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市章の使用承認の期間は、1年を限度とする。

(権利義務の第三者への譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の規定による承認の決定を受けた者（次条から第9条までにおいて「使用承認者」という。）は、当該承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用内容の変更)

第7条 使用承認者は、市章の使用の内容を変更しようとするときは、土浦市章使用内容変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、市章の使用内容の変更の承認又は不承認を決定したときは、土浦市章使用内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により使用承認者に通知するものとする。

(使用の中止)

第8条 使用承認者は、市章の使用を中止するときは、あらかじめ土浦市章使用中止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(使用承認の決定の取消し)

第9条 市長は、使用承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認の決定を受けたとき。
- (3) この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用承認の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により市章の使用承認の決定を取り消したときは、土浦市章使用承認決定取消通知書（様式第6号）により使用承認者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた使用承認者は、直ちに市章の使用を中止しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により市章の使用承認の決定を取り消された使用承認者に損害が生じても、その責めを負わない。

(使用台帳の整備)

第10条 市長は、市の機関以外の者の市章の使用状況を明らかにするため、土浦市章使用台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。